

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 松村 二郎

奈良県人事委員会規則第二十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の内部部局の項中

道路政策官

を

道路政策官

防災政策官

に

改め、同表なら歴史芸術文化村の項を削り、同表橿原文化会館の項中

課長

課長

を

課主幹

に改め、同表美術館の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村

村長

二種

副村長

四種

主幹

六種

課長

七種

別表第一 野外活動センターの項中

所長	次長
四種	六種

を

所長	課長
----	----

に改め、同表食品衛生検査所の項中

五種	七種
----	----

を

課長	課主幹
----	-----

課

長

に改め、同表高田こども家庭相談センターの項を次のように改める。

高田こども家庭相談センター		
所長	次長	課長
四種	六種	七種

別表第一 県立の高等学校及び中学校の項から市町村立の中学校、小学校及び義務教育

学校の項までの規定中

校長

を

校長	副校長
----	-----

に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。